

厚木市中小企業融資制度の概要

平成 30 年 5 月 1 日現在

資金の種類				利用資格	信用保証	資金使途	融資限度額 (注)	利率 (固定)	融資期間	返済方法	お申込み先	助成制度① 利子補給制度	助成制度② 信用保証料補助制度
一般的な 事業資金が 必要な方	事業 資金	運 転 資 金		中小企業者	必要に応じ て、特定金融 機関が定め る	運転資金	5, 000 万円	年1. 90%以内 ただし1 年以内の場合 年1. 80%以内	7 年以内	割賦返済 据置期間 6か月以内	特定金融機関	制度対象外	制度対象
		設 備 資 金				設備資金	5, 000 万円	年1. 90%以内 ただし3 年以内の場合 年1. 80%以内	10 年以内			制度対象	
		一 時 資 金				中元、年末又は 決算時の運転 資金	500 万円	年1. 70%以内	6 か月以内			制度対象外	
小規模の 企業の方	小 口 零 細 企 業 資 金			従業員が20 人(商業、サービス業の場合は5 人※)以下の小規模企業者 ※医業を主たる事業とする法人、宿泊業・娯楽業を事業とする小規模企業者は20 人以下	小口零細企 業保証制度	運転資金 設備資金	全国の信用保証協会の保証 付き融資残高との合計で 2, 000 万円	年1. 90%以内 ただし3 年以内の場合 年1. 70%以内	7 年以内	割賦返済 据置期間 6か月以内		制度対象	
売上や利益が 減少している 企業の方、 不況業種に該 当されている 方	景気対策 資金	一般枠	景気対策資金	最近3か月又は6か月の売上高又は売上総利 益の合計が、直近3か年のいずれかの年の同 期に比べて減少している中小企業者	必要に応じ て、特定金融 機関が定め る	運転資金 設備資金 借換(※) ※借換につい ては、国の資金 繰り円滑化借 換保証制度の 対象となるも のに限る。	5, 000 万円 ※経営力強化保 証制度利用の場 合のみ 8, 000 万 円。既存の借入 がある場合には 8, 000 万円から 既存借入分の 残高を減じた額	年1. 50%以内	7 年以内 ※経営力強化保証 制度利用の場合 運転：5 年以内 設備：7 年以内 借換：10 年以内	割賦返済 据置期間 1 年以内		制度対象	
				金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援 を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画 実行及び進捗の報告を行う中小企業者	経営力強化 保証制度		8, 000 万円						
		別 枠	セーフティ ネット 保証	中小企業信用保険法第2条第5項に該当し、 市長の認定を受けた中小企業者	セーフティネット 保 証 制 度		10 年以内						
協同組合の方 又は商工組合 中央金庫とお 取引のある方	経営近代 化資金	運 転 資 金		中小企業者 及び協同組合等	必要に応じ て、特定金融 機関が定め る	運転資金	＜中小企業者＞ 5, 000 万円 ＜協同組合等＞ 10, 000 万円	＜中小企業者＞ 年1. 90%以内 ただし3 年以内の場合 年1. 80%以内 ＜協同組合等＞ 年1. 80%以内	7 年以内	割賦返済 据置期間 2 年以内	商工組合中央 金庫横浜西口 支店(相模原営 業所を含む)の みで取扱い	制度対象外	
		設 備 資 金				設備資金	10 年以内		制度対象				

(注) 同一資金については、各資金限度額まで再融資を受けることができます。

助成制度①：利子補給制度

厚木市融資制度など、次の補助対象となる各資金の利用者の方へ、毎年1 月1 日から1 2 月3 1 日までの間に金融機関にお支払いされた約定利子額の一部を補助する制度です。

補助対象資金	対象期間	補助額
厚木市融資制度の各資金 (上記概要の対象制度融資のみ)	融資実行月から 36 か月を限度	支払った約定利子額の5 0 %以内 (2 0 万円を限度)
日本政策金融公庫 小規模事業者経営改善資金 (マル経資金)		
神奈川県中小企業制度融資の 創業支援融資	融資実行月から 24 か月を限度	

助成制度②：信用保証料補助制度

厚木市融資制度など、次の補助対象となる各資金の利用者の方へ、神奈川県信用保証協会にお支払いされた信用保証料の一部を補助する制度です。申請できる回数は年度内に1 回となります。

補助対象資金	補助額
厚木市融資制度の各資金	支払った信用保証料の5 0 %以内 (2 0 万円を限度)
神奈川県中小企業制度融資の 創業支援融資	

【注意】
次の場合は、信用保証料の補助金を返還していただきます。
※交付決定後6 か月以内に市外へ転出若しくは移転又は営業を取り止めたとき。
※繰上償還をし、保証協会から保証料の返還を受けたとき。

創業者支援利子補給金

創業のために必要な融資を日本政策金融公庫から受け、厚木市で開業した方に、利子補給を行います。
【対象(次に掲げる要件をすべて満たす方)】
・厚木市内で開業し、営業を継続している方
・創業のために必要な融資を日本政策金融公庫から受けている方
・融資実行日の前後6 か月以内に開業している方
・市税を完納している方

詳しくは、厚木市産業振興課へお問い合わせください。
TEL:046-225-2830